

石川県中央会 会報

No.3

目 次

中小企業関連ニュース

- ◆ 2001 年版 通商白書の概要について 2
- ◆ 2001 年版 中小企業白書の概要について 3
- ◆ 中間法人法の成立について 6
- ◆ 中部地域経済の動向について（中部経済産業局） 8
- ◆ 石川県制度金融の金利改正について 13
- ◆ 石川県環境保全資金融資制度及び石川県産業廃棄物処理施設整備資金制度に係る
融資利率等の改正について 14
- ◆ 小松市の制度金融金利改正及び中小企業季節資金について 15
- ◆ 石川県信用保証協会の県制度保証に係る貸付利率の改正について 16

イベント情報

- ◆ 第 18 回石川県中小企業団体事務局協議会通常総会開催される 17

中央会からのお知らせ

- ◆ 中小企業団体全国大会における石川県からの要望事項について 18
- ◆ 平成 14 年度中央会補助事業等の募集について 24
- ◆ 今後の中央会関係行事 26

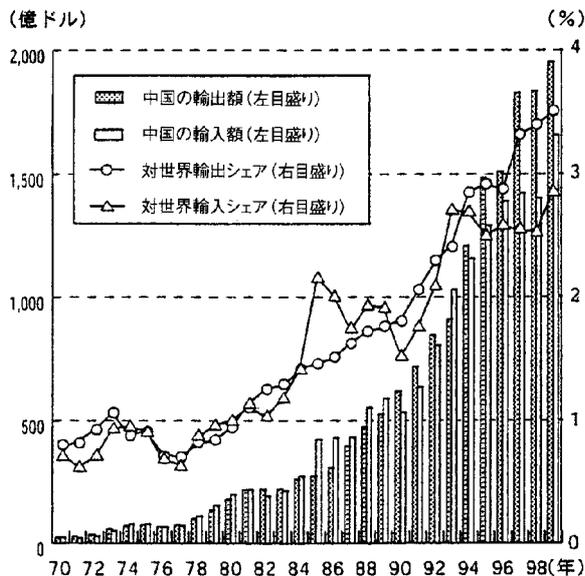
「2001年版 通商白書」の概要について

2001年版の通商白書が5月に発刊されました。今年の白書のサブタイトルは、「21世紀における対外経済政策の挑戦」とつけられ、全体として経済のグローバル化、IT革命、環境問題等を軸に取りまとめられています。全4章の概要について、掲載します。

第1章 東アジアを舞台とした大競争時代

グローバル化の進展の中で最も高い成長を遂げている地域である東アジアに焦点を当て、貿易・産業構造の変化、中国の台頭（図1を参照）など厳しい競争環境と成長のダイナミズムについて紹介されています。

図1 中国の貿易額と対世界シェアの推移



第2章 IT革命とビジネスのダイナミズム

グローバル化の背景となっている最も大きな要因の一つであるIT革命が取り上げられています。ネットワークインフラの整備状況や企業のIT活用戦略についての国際比較等を通じて、日本の課題と対応策について指摘がなされています。例えば、日本企業はITで既存の業務・組織を前提とした効率化をめざすのに止まっているのに対して、他国企業はITを活用した経営革新を図っている点が上げられています。

第3章 グローバリゼーションの光と影

グローバル化が進む一方で、経済社会の急激な変化が生じ、ひずみも生じています。環境、貧困、雇用、森林破壊などがグローバル化

に対する懸念として指摘されています。

しかし、こうした問題に対して貿易投資の制限をするのでは解決にならず、むしろ貿易投資の拡大を通じた経済成長や市場メカニズムを活用し、自立的な対応を促す環境整備（ひずみが生じない制度設計）が重要であるとの指摘がなされています。

第4章 21世紀における対外経済政策の挑戦

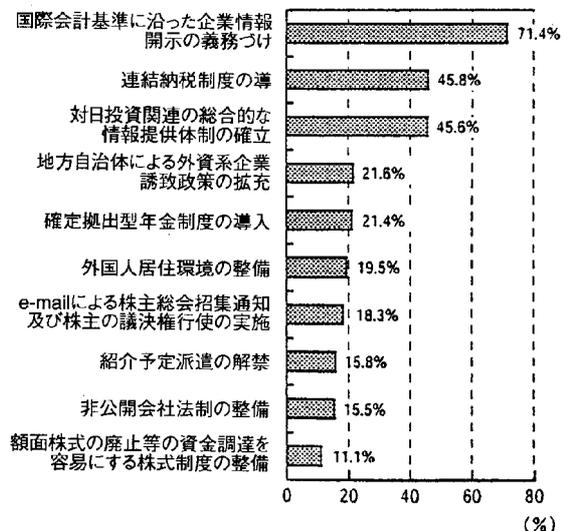
20世紀後半の対外経済政策は、日米貿易摩擦に見られたように摩擦対応に追われた時代でしたが、21世紀はグローバル化に対応して国内外の制度を積極的に構築する時代が変わります。ボーダレス時代にあっては、内外一体の経済政策によって国内外で調和のとれた市場環境を整備し、我が国経済の活性化を図ることが重要です（図2を参照）。

こうした中での対外経済政策の課題は、

- ① 対外経済政策を活用した我が国経済の構造改革促進
- ② 21世紀における国際的なルール・メイキング
- ③ 重層的な対外経済政策（新ラウンド、地域的フォーラム、2国間などによる協定）の展開

以上の3点と結論づけて締めくくっています。

図2 在日外資系企業が考える今後の対日投資環境改善に有効な政策



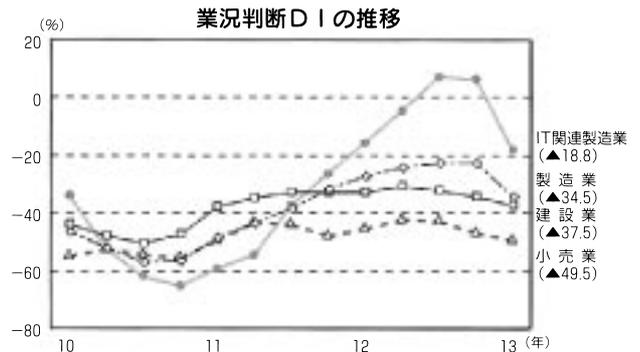
2001 年度版 中小企業白書の概要について

2001年版の中小企業白書が発表されました。省庁再編後初めて出された白書は、各項目で、具体的な成功・失敗事例をあげて問題点を提示・分析しています。
ここではデータを中心にポイントを掲載します。

最近の中小企業の動向

1. 中小企業の景況は弱含み

ITを中心とした製造業が回復基調。しかし、その他の業種の回復が弱い。



資料：中小企業庁・中小企業総合事業団「中小企業景況調査」
(注) 1. 業況判断DIは、前年同期と比べた「好転」-「悪化」
2. 「IT関連製造業」とはITに関連が深いと考えられる一般機械、電気機械、精密機械のDIを合成したもの。

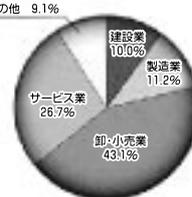
2. 倒産動向

平成12年度の中小企業の倒産件数は18,497件、対前年比22%増。

- 業種別倒産件数の増減は、対前年同月比でほぼ総じての業種が増加に。
- 特に公共工事の減少等を背景とした建設業の倒産が顕著で、全体の倒産増加に大きく寄与している。
- 近年の倒産の特徴は、業歴30年以上の老舗企業が占める割合の緩やかな増加傾向。
急激な経済構造の変化に対応できない企業の増加、後継者難等によるもので、中小企業にとって経営資源の維持・再生が重要な課題といえる。

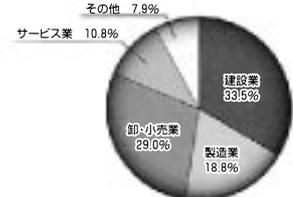
中小事業所数と中小企業の倒産件数における業種別構成比

① 中小事業所における構成比



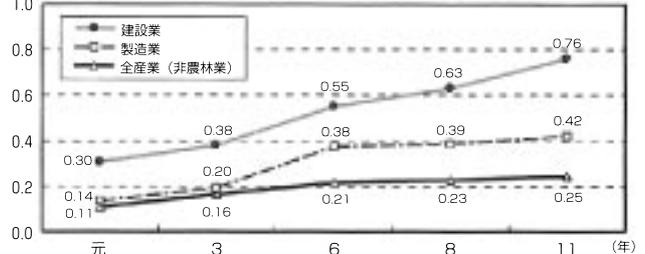
資料：総務省統計局「事業所・企業統計調査(平成11年)」

② 中小企業の倒産件数における構成比



資料：東京商工リサーチ「倒産月報(平成12年1月～12月)」
(注) 中小企業とは資本金1億円未満の法人及び個人企業を指す。

③ 事業所数に占める倒産件数の割合



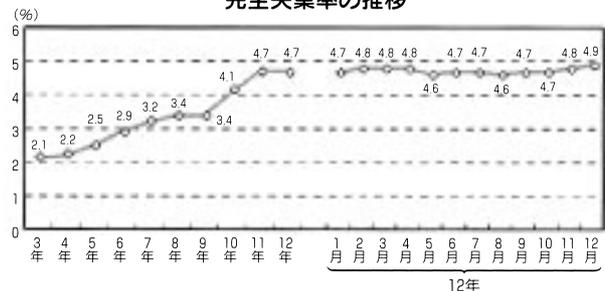
資料：総務省統計局「事業所・企業統計調査」、東京商工リサーチ「倒産月報」
(注) 倒産件数は各時点における暦年の数値を用いた。

3. 雇用動向

完全失業率は前年同様4.7%と高水準で推移。

- 昨今の特徴は、景況感の改善で、雇用者数や新規求人数が伸びているにもかかわらず、失業率が高止まりの状況にあること。これは、企業側の求人条件と求職者側の求職条件のミスマッチとみられる。
- 雇用形態の変化では、雇用者に占める非正規従業者(パート・アルバイト・派遣労働者等)の割合が、企業規模にかかわらず増加。こうした状況は、企業側の固定的な労働費用削減による収益性向上の動きと考えられるが、従業者側の就業ニーズの多様化によるところも。
- 就業ニーズの多様化は中小企業にとって無視できない動きとして留意が必要。

完全失業率の推移



資料：総務省統計局「労働力調査」
(注) 3年から12年は年平均であり、12年各月は季節調整値。

◆ ITの進展が雇用動向に与える影響◆

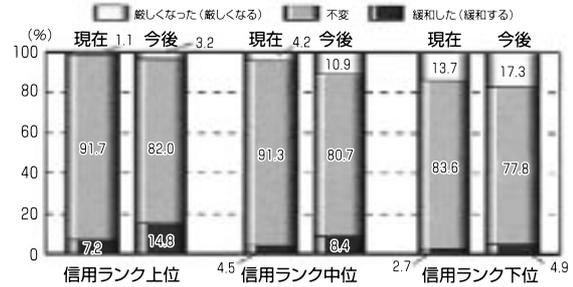
- IT関連製品の需要拡大に伴う関連産業の労働需要の増大
- IT対応企業内部における職種構成の変化
- IT未対応企業への影響(受注減少に伴う雇用の減少など)

4. 中小企業向け貸出の現状

12年以降は、都市銀行や地方銀行を中心とした民間金融機関による貸出が拡大。

借り手である中小企業の現状を見ると、現在の融資姿勢が緩和したと考えている企業の割合は、信用ランク上位企業で多く、融資姿勢が厳しくなったと考えている企業の割合は、信用ランク下位企業で多い構成となっている。

民間金融機関の融資態度（信用ランク別）



資料：商工組合中央金庫調べ
 (注) 1. 信用ランク別の企業数(構成比)は、上位:350(35.4%)、中位:311(31.4%)、下位:329(33.2%)。
 2. 現在とは1~2か月前と比べた現在の融資姿勢、今後とは3月末を控えた今後の融資姿勢を指す。
 3. 厳しくなったは「厳しくなった」と「やや厳しくなった」の合計、緩和したは「緩和した」と「やや緩和した」の合計。厳しくなる、緩和するも同様。

5. 直面する経営上の問題点

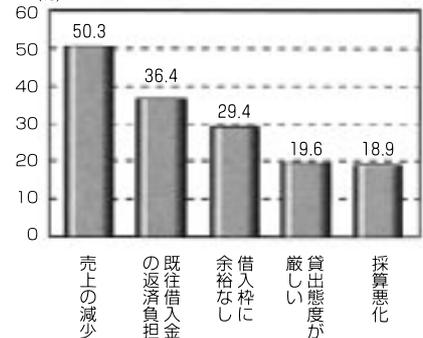
① 需要の停滞

中小企業の経営上の問題点 (単位: %)

	今期(平成13年1~3月期)直面している経営上の問題点				
	1位	2位	3位	4位	5位
製造業	需要の停滞 38.3	製品(加工)単価の低下・上昇難 22.4	製品ニーズの変化への対応 9.6	大企業の進出による競争の激化 5.8	生産設備の不足・老朽化 4.2
卸売業	需要の停滞 50.7	販売単価の低下・上昇難 14.7	大企業の進出による競争の激化 9.1	小売業の進出による競争の激化 5.0	代金回収の悪化 3.4
小売業	大・中型店の進出による競争の激化 27.9	需要の停滞 24.0	購買力の他地域への流出 15.9	消費者ニーズの変化への対応 8.2	同業者の進出 7.2
サービス業	需要の停滞 33.5	利用者ニーズの変化への対応 20.3	新規参入業者の増加 10.9	利用料金の低下・上昇難 8.6	大企業の進出による競争の激化 7.5
建設業	官公需の停滞 26.2	請負単価の低下・上昇難 23.6	民間需要の停滞 22.6	大企業の進出による競争の激化 8.5	新規参入業者の増加 3.8

② 資金調達環境の悪化

資金繰りが窮屈な理由 (%)



資料：中小企業金融公庫「中小企業景況調査」(平成13年1月調査)
 (注) 複数回答のため合計は100を超える。

③ 人材の確保・育成及び後継者不足

中小企業が必要とする人材は、専門職や技術職。特にIT関連人材の不足はITを導入・推進する上で大きな障害に。

円滑な経済構造変化に不可欠な中小企業の挑戦

1. 「自立した中小企業」

中小企業は、現下の売上不振の中、人件費や設備投資の合理化で業績の回復に向けてのリストラクチャリングに取り組んでいる。これと並行して、直面する経営環境や自社の強み・弱みを把握した上で、多角的な視点から慣例にとらわれない思い切った経営を行う「自立した中小企業」となることが期待される。

2. 顧客獲得に向けた取り組み

◆変わる顧客・取引先との関係◆

- 従来型の親企業一下請企業の関係が、不況により選別化が進行
- 郊外型大型量販店の成長と対比する系列販売店の低迷
- 郊外型店舗に対する集客力の高まりと中心市街地の急激な集客力低下
- 「中抜き」による流通経路の短縮

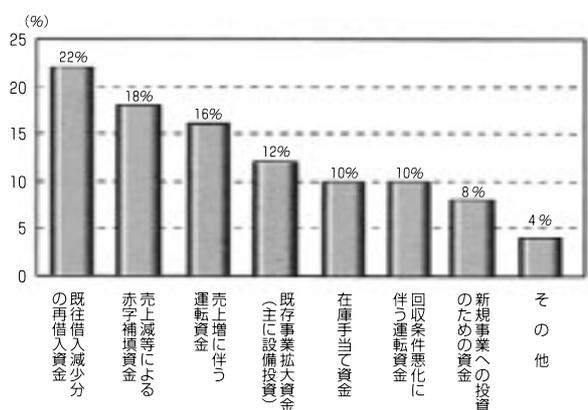
◆新たな顧客獲得に成功している企業◆

- 商品販売後の利用者の声を吸い上げ商品改良などにフィードバック
- 顧客ニーズを反映した商品の開発で成功

3. 特別信用保証制度

平成13年3月実施の「制度利用企業に対するアンケート」で、調達した資金用途については「既借入減少分の再借入資金」、「売上減等による赤字補填資金」と続き、資金繰り改善に利用した企業が4割。一方「既存事業拡大資金」、「新規事業への投資資金」など事業拡大に利用した企業の回答が約2割あることがわかった。また、「仮に特別信用保証制度が存在しなかった場合」に「経営上の支障が生じていた」と考える企業の回答は85%。

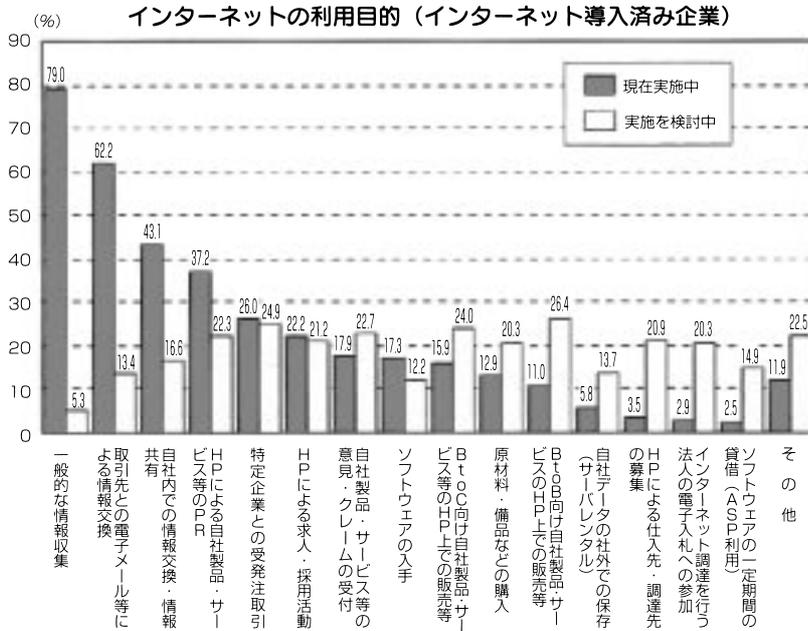
特別信用保証制度により調達した資金の使途 (%)



資料：中小企業庁「特別信用保証制度利用企業に対するアンケート調査」(平成13年3月)

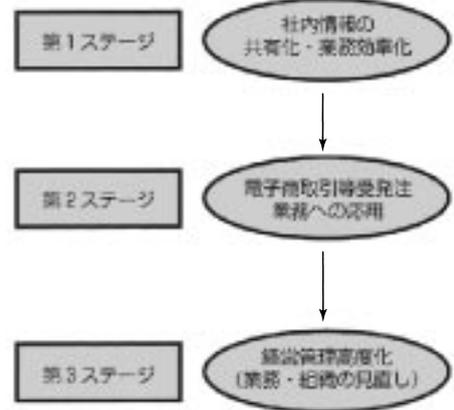
4. ITにおける経営革新

中小企業のインターネット導入状況は平成12年8月時点で約7割。



資料：商工中金「中小企業のインターネット利用に関する調査」12年8月調査 (注) 複数回答のため合計は100を超える。

IT事例ステージ図



◆IT時代に経営格差が拡大する要因◆

- ① 業態（変化）にマッチしない形でのIT導入
- ② IT投資コスト（ランニングコスト・追加コスト等）についての過少見積もり

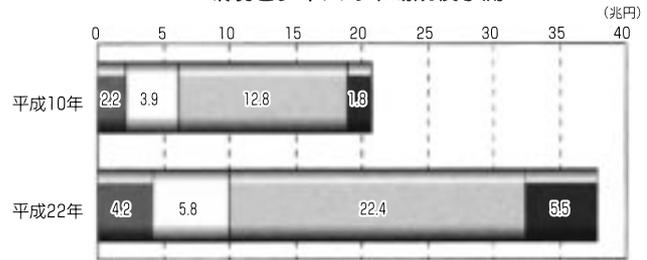
5. 社会の新たなニーズに応える中小企業

①高齢者生活支援ビジネス

介護保険制度導入に加えて、人口構造の高齢化が新たなビジネスニーズを生み出している。これらの高齢者生活支援ビジネスは、①ニーズが多様なため、きめ細やかな対応が必要、②顧客ニーズを正確に把握するためには地域との密着性が不可欠、など中小企業に適した環境といえる。

②環境ビジネス

環境ビジネスの市場規模予測



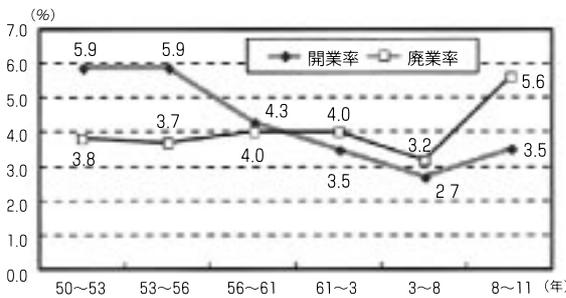
資料：経済産業省調べ

6. 創業の動向

①開廃業の動き

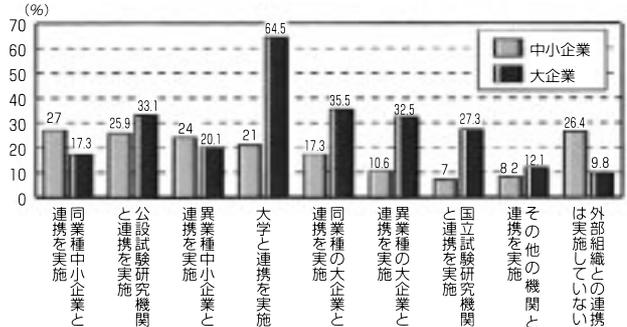
開業率は増加しているものの、廃業率増加が顕著なため差は拡大。

企業数による開廃業率の推移(非一次産業・年平均)



資料：総務省統計局「事業所・企業統計調査」再編加工 (注) 1. 平成3年までは「事業所統計調査」、平成6年は「事業所名簿整備調査」として行われた。 2. 企業数=会社(法人企業)数+個人企業数

外部組織と連携している企業割合(製造業)



資料：中小企業庁「企業研究開発活動実態調査」(平成11年12月) (注) 1. 複数回答のため、合計は100を超える。 2. 調査対象は製造業に属する研究開発実施企業。

②創業の活性化に向けた動き

◆大学に対する期待-産学連携◆

平成10年8月、大学等から生じた研究成果の産業界への移転を促進し、産業技術の向上・新規産業の創出を図る等の目的で「大学等技術移転促進法」が施行されたのに伴い、TLO:技術移転機関(Technology Licensing Organization)が、相次いで創設され、新規産業創出の原動力として期待を集めている。

◆ビジネスサポート体制の充実◆

近年、創業促進・企業成長の観点からビジネス・インキュベーション(新しいアイデアや技術シーズを有するスタートアップ企業の成長を助けるため、内部のスタッフと外部専門家をまとめて多様なビジネス支援サービスを総合的に提供するプログラム)活動によるソフト面の支援が重視されている。

中間法人法の成立について

去る6月8日、公益法人と営利法人の中間的な性格を持つ同窓会や非営利組織などに法人格を与える「中間法人法」が参議院本会議において可決され、成立しました。同法は、交付の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

同法が成立した背景には、公益も営利も目的としない団体の社会経済活動が我が国において重要な地位を占めていることにかんがみ、これらの団体の準則主義による法人格の取得を可能とする制度を新たに創設し、法人格取得の要件及び法人格取得後の当該法人の組織及び運営についての規律を内容とする一般法を新たに定める必要があったためです。

ここでは、法務省民事局法人制度研究会がまとめた中間法人制度の骨子について紹介します。

□ 中間法人制度の骨子

1 法人の目的

- (1) 中間法人（仮称）とは、社員に共通する利益を図ることを目的として設立される社団であって、営利を目的としないものをいう。
- (2) 中間法人は、商行為その他の営利行為をすることを業とすることを主たる目的としてはならない。

2 設立

- (1) 中間法人を設立するには、その社員になろうとする者10人以上が発起人とならなければならない。
- (2) 発起人は、定款を作成し、これに所定の事項を記載して署名しなければならない。
- (3) 定款においては、基本財産額を定めなければならない。基本財産額は、300万円を下ることができない。
- (4) 定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を有しない。
- (5) 設立の際に、法人は基本財産額に相当する財産を現実に保有することを要する。
 - ① 金銭については、設立までの間、定款記載の銀行又は信託会社において管理させることとする。
 - ② 金銭以外の財産については、裁判所により選任される検査役の検査の制度を設ける。
- (6) 中間法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

3 社員の地位・責任等

- (1) 社員となることのできる者の資格（範囲）は、定款で定める。
- (2) 社員は、定款で定めるところにより、法人に対し、費用を負担する義務を負う。
- (3) 社員の責任は、その負担すべき費用の額を限度とする。
- (4) 社員は、法人に対し、既に支払った費用の返還を求めることができない。
- (5) 社員は、法人から剰余金の配当を受けることができない。
- (6) 社員の変動
 - ① 社員の入退社に関する事項は、定款で定める。
 - ② 社員は、任意に法人から脱退することができる。
 - ③ 社員は、死亡により法人から脱退する。
 - ④ 退社した社員は、法人に対し、既に支払った費用の返還を求めることができない。
 - ⑤ 社員は、その地位を譲渡（移転）することができない。

(7) 社員名簿は事務所に備え置き、社員及び債権者に開示する。

4 法人の機関

(1) 社員総会

社員は、それぞれ1個の議決権を有する。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(2) 理事

- ① 理事は、法人の業務を執行し、法人を代表する。
- ② 理事は、社員総会において選任される。
- ③ 理事の違法行為により法人又は第三者に損害が生じた場合には、理事は賠償責任を負う。

(3) 監事

- ① 監事は、法人の業務執行及び会計の監査を行う。
- ② 監事は、社員総会において選任される。
- ③ 監事の違法行為により法人又は第三者に損害が生じた場合には、監事は賠償責任を負う。

5 計算に関する規定を設ける。

6 定款の変更に関する規定を設ける。

7 法人の合併に関する規定を設ける。

8 法人の解散・清算

- (1) 法人は、定款所定の事由又は社員総会の決議、解散を命ずる裁判その他の法定の事由の発生により解散する。
- (2) 清算により生じた法人の残余財産は、社員総会の承認を得て、清算人が処分する。
- (3) 休眠法人のみなし解散の制度を設ける。

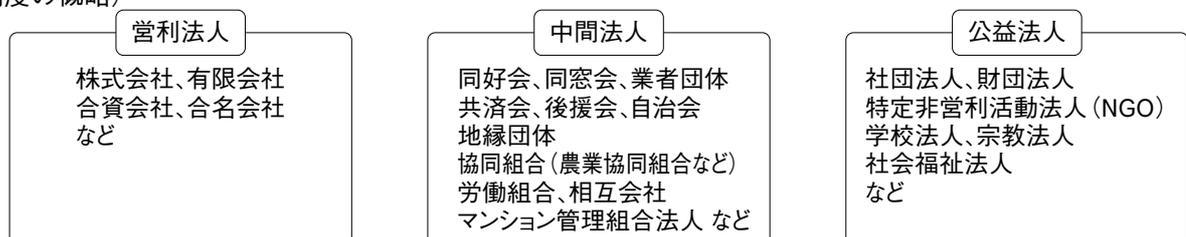
9 法人の活動の適正を確保するための手段

- (1) 理事・監事の損害賠償責任（前記4の(2)及び(3)の各③)
- (2) 外部者による監査
- (3) 代表訴訟
- (4) 法人及びその活動に関する情報の開示
- (5) 裁判所による解散命令

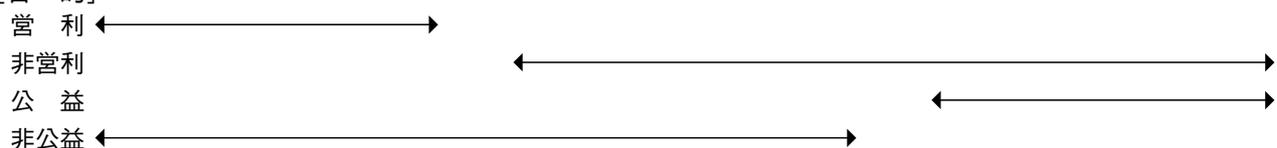
10 公益法人から中間法人への移行

- (1) 社団法人は、その組織を変更して、中間法人となることができる。
- (2) (1)の組織変更は、主務官庁の認可を受けなければ効力を生じない。
- (3) 財団法人から中間法人への移行措置について検討する。

(法人制度の概略)



[目的]



中部地域経済の動向について

6月20日、企業へのヒアリング等により地域経済全体の動向をまとめた第2回地域経済調査報告が中部経済産業局より発表されました。全体の動向及び中部地域のトピックについて掲載します。

□ 全体の動向

(1) 管内経済の現状（4-6月）

- ・業況は、製造業では金属工作機械が好調であるものの、全般的に米国経済の減速の影響を受け、特に電気機械、窯業・土石製品ではIT関連品目の在庫増加が見られるなど緩やかな減速となっている。また、非製造業においても百貨店、スーパーが客単価下落が続くなど緩やかな減速となっている。
- ・生産活動は、金属工作機械が高水準であるほか、輸送機械が一部を除き前期並みの水準であるものの、電気機械などでは、IT関連需要の減退や米国経済減速の影響が現れている。全体として見ると、他地域に比べ依然水準は高いものの、低下傾向となっている。特に、繊維、陶磁器の地場産業では、厳しい状況が続いている。
- ・設備投資は、電気機械では下方修正する動きがあるものの、多くの企業では概ね当初計画通りであり、全体としては足踏みとなっている。なお、情報化投資については、ソフトウェアを中心に引き続き積極的な姿勢が窺える。
- ・個人消費は、新型自動車、ブランド品など一部商品には引き続き好調さが窺えるものの、消費マインドの慎重さには変化が見られず弱含みの動きとなっている。
- ・公共事業は、地方自治体の財政状況悪化の影響があるものの、中部国際空港など大型プロジェクト関連で動きが見られることから前年度横ばいで推移している。
- ・全体として見ると、管内経済は、このところ緩やかな後退となっている。

(2) 今後の動向（7-9月）

- ・今後、米国経済の回復を見込む企業は少ないうえ、国内においては、IT関連を中心に在庫調整の長期化を危惧する企業が多いことから、管内経済は当面緩やかに後退するものと見込まれている。こうしたなか雇用や家計部門への波及が懸念されている。

(3) 成長分野の動向

- ・医療・福祉、生活文化、情報通信、新製造技術、環境、ビジネス支援、海洋、バイオテクノロジー、新エネルギー・省エネルギー、人材、住宅の各関連分野は前期に比べ概ね好調となっている。

- ・都市環境整備関連分野は前期に比べ厳しい状況となっている。
- ・流通・物流、航空・宇宙、国際化の各関連分野は、厳しい状況が続いているものの、特定の分野において成長が期待されている。

□ 最近の地域のトピック

(1) 中部地域におけるデフレの影響、対応策

- ① 最近の消費活動において注目すべき現象としては、
 - ・客単価が引き続き低下
 - ・必要性、感性にあったもののみで、無駄なものを購入しない
 - ・イニシャルコストだけでなく、ランニングコストまでも考慮に入れた購入といった点が指摘されている。特に繊維工業では、安価な輸入品の影響から価格低下を懸念する声が強い。
- ② その要因としては、
 - ・景気の先行き不透明による雇用不安
 - ・所得の回復が足踏み
 - ・輸入品の増加や情報化の進展から、低価格で良品なものを入手できる環境といった消費行動を慎重にさせる点が指摘されている。
- ③ これらの現象に対する企業側の対応策として、当面、景気の回復を待つという声も強いが、
 - ・人件費、管理費などのコスト削減
 - ・低調な消費マインドを刺激するために、ニーズに合わせた商品・サービスの提供
 といった対応策を行なっている企業も見受けられる。

消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)

(上昇率%)

		11年	12年	12年 4-6月	7-9月	10-12月	13年 1-3月	12年 12月	13年 1月	2月	3月	4月
東海	前期比	—	—	0.8	▲0.3	0.1	▲0.6	0.0	▲0.6	▲0.1	0.2	0.5
	前年同期比	▲0.4	▲0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	▲0.1	0.0	0.2
北陸	前期比	—	—	0.6	▲0.3	0.2	▲0.5	▲0.2	▲0.5	▲0.2	0.2	0.2
	前年同期比	0.2	▲0.2	▲0.3	0.0	▲0.1	▲0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.4	▲0.3	▲0.4
全国	前期比	—	—	0.3	▲0.3	0.1	▲0.8	0.0	0.1	0.1	▲0.2	▲0.1
	前年同期比	0.0	▲0.4	▲0.3	▲0.4	▲0.5	▲0.7	▲0.6	▲0.5	▲0.6	▲0.9	▲0.5

出所) 総務省

(企業のコメント)

- ・景気が本格的に回復するまでは、デフレに迎合していくしかなく、人件費などコストの削減から利益体質の強化を実施。若者を中心に客単価の下落傾向には、歯止めがかからない。(百貨店)
- ・商品単価は下げているものの客単価は低下。しかし、ヤングキャリア層には、自分の好みに合わせた商品購入という傾向が引き続きある状況。(百貨店)
- ・企業間競争から、低価格化傾向は進んでいる。新商品が、軒並み低価格商品であり、価格低下を見込んだ消費者の買い控えの動き。景気が回復し所得が改善されれば、低価格に歯止めがかかるかもしれない。低価格化傾向の対応策としては、ニーズに合った商品を数多く提供したり、人件費、物流費などのローコスト化の実施。(スーパー)
- ・ゲームソフトなどが好調で販売客単価はそれほど減少していないものの、無駄なものを買わない傾向がより強くなってきている状況。(コンビニエンスストア)
- ・最近の需要を支えているのは、相変わらず若い人、女性が中心だが、以前にも増して消費者の志向は多様化。(自動車ディーラー)
- ・バブルの反省から、自分にあったものだけを購入している。また、インシヤルコストだけでなく、ランニングコストまでも考慮に入れた選択が感じられる。(家電販売)
- ・消費者は、特に将来(雇用)への不安があるようで、財布の紐はかたく全体的に消費活動が停滞。(商店街)
- ・食料品や日用品をスーパー等の大型店でまとめ買いをして、不足品を商店街で購入するといった消極的な消費行動。(商店街)
- ・「価格破壊」の状況の中で、価格の安い物を買求める傾向が強い。商品の購入や飲食の落ち込みだけでなく、レジャー等においても、金を使わない工夫をしており、厳しさは変わっていない。(商店街)
- ・家族構成が変化し、外食比率が高くなっているものの、低価格志向は継続。(外食)
- ・昨今は和食のファーストフード的な店舗が伸びており、イタリア料理店でも中・高級店は厳しい。安い店、安いものに流出。(外食)
- ・他社との競争激化から、価格をなるべく安くするようにし、また、よりニーズに合った商品開発にも努めている。消費者には、サービスの内容よりも料金の安さの方が、インパクトがある。最近では情報化の進展から消費者の選択肢が多様化しており、低価格で良品なもの入手できる環境にある。(旅行業)
- ・安い輸入品の影響から単価ダウンが止まらず、業界全体が厳しい状況。(繊維)
- ・消費者の低価格志向を背景に、国内外の価格競争が激化しており、製品価格の下落傾向に歯止めがかからない。(繊維)

(2) 中部地域における IT 産業の動向

- ・最近の管内の鋳工業生産は、平成 11 年 8 月以降高い伸びで推移してきた。その中において、IT 関連品目（パソコンや半導体、ファインセラミックス等）の成長は著しく、全体に与える寄与度も、年々大きくなってきている。また、業種別区分で見ても、昨年までの上昇傾向の一番の牽引力となっている。【表 1】
- ・その結果、業種別構成比は、平成 10 年では 8.0%に過ぎなかったが、平成 12 年では 13.3%と輸送機械の半分に値する割合を占めるまでに増加している。【表 2】
- ・今後、当地域は輸送機械のみならず、IT 関連品目の動向が注目される。

(3) 中部地域における中小企業の IT 導入実態

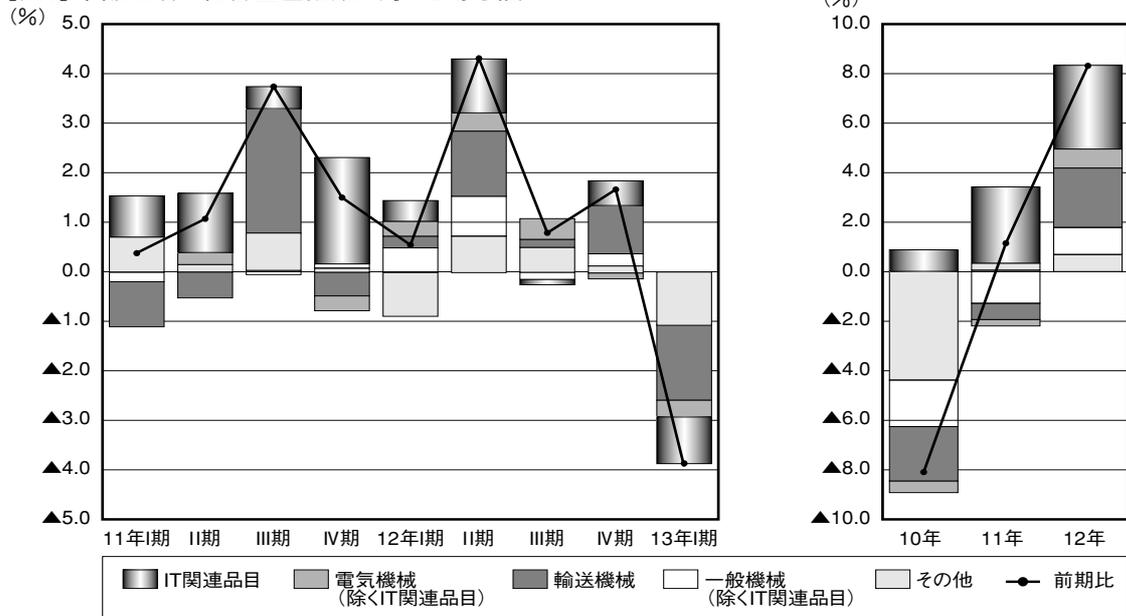
- ・中小製造業においても、社内 LAN やグループウェアの導入による情報管理や意思決定、インターネットを活用した新規取引の開拓や受発注業務の効率化、また、生産面では 3 次元 CAD / CAM の導入など、大企業と同様の IT の利用がみられるようになってきており、企業の存続には IT 活用が不可欠との認識も高まってきている。
- ・下請中小企業では、取引先からの要請や条件化により IT 導入を進めているとするケースも多い。
- ・今後、系列関係を超えた企業間ネットワークの形成による事業機会の拡大、経営資源の効率的な活用が期待されており、IT 投資についてもハード、ソフト両面から増加する方向である。
- ・しかしながら、導入時の費用負担・通信コストの問題やセキュリティの確保・データの標準化といった技術的な障害が懸念されており、特に、小規模企業においては人材や情報不足も懸念されている。また、IT 導入の効果が明確に測れないという点も指摘されている。

(取り組みの事例)

- ・IT の活用を軸にした提案型の下請企業を目指してパソコン等の情報関連機器を導入し、人材も新たに採用した。社内 LAN も敷設予定。今後、地域の中小企業による系列を超えたネットワークによる情報交換にも積極的に取り組む予定。(自動車部品)
- ・バブル絶頂期に「試作レス」を予想し 3 次元 CAD を導入。現在は、構造解析や CAE によるシミュレーションにも積極的に取り組んでいる。現在のところ受発注には IT を活用していないものの、外注先とのネットワークづくりには、相手先経営者への IT 活用に関する啓蒙が不可欠との考え。(自動車部品)
- ・IT 導入は経営者主導で行われ、ハード敷設、メンテナンス、ソフト開発等多くを自社内の人材で対応し、ノウハウの蓄積が進展。IT 活用による設計業務の効率化を進め、人件費の削減効果を評価。(精密機械部品)

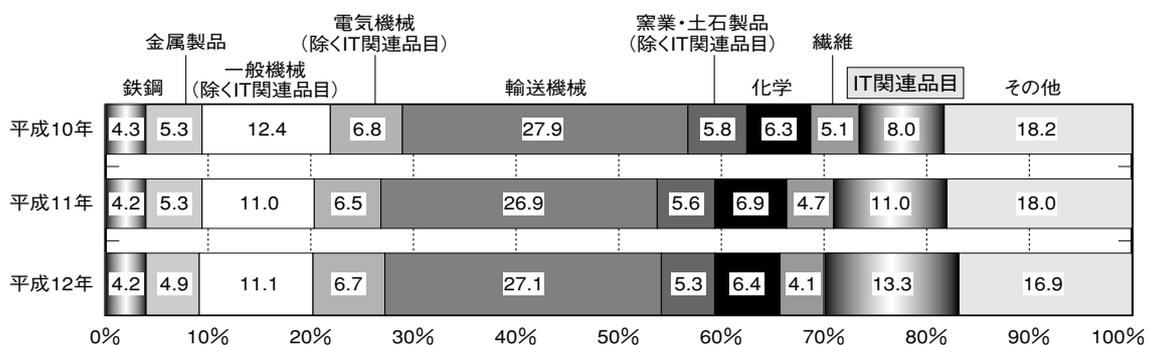
- ・インターネットの活用は技術情報の収集が動機であったが、ネットを通じた引き合いも発生。金型業界はCADの利用等から他業界に比べてIT対応が進んでおり、インターネット利用のCADデータのやり取りも拡大。(金型)
- ・間接部門ではパソコンなど1人1台以上の体制であり、受発注の多くをインターネット経由にして、当該業務について3割程度の効率を図った。受発注のネット化を更に高めたいが、企業間のシステムの標準化の問題や企業規模にかかわらず相手企業の理解・人材不足によりITを有効活用できないケースも多い。(工作機械)
- ・意思決定の迅速化、情報の共有化を図るため、役員を中心とした電子決裁・合議システムを導入する一方、生産現場においてはマニュアルの電子化により多品種少量生産の効率化等を図っている。また、ホームページでの製品紹介により、小額であるが新規取引も発生。(情報通信機器)
- ・ITを受発注業務、債権管理、生産管理等に活用し、協力企業とのサプライチェーンマネジメントも構築。現在、販売全体の1割程度がインターネット販売であるが、インターネットだけでは完結できず、FAXや電話を併用。(一般機械器具)

【表1】中部地域の総合生産指数に対する寄与度



出所) 中部経済産業局

【表2】中部地域の鋳工業生産に対する業種別構成比



出所) 中部経済産業局

石川県制度金融の金利改正について

この度、県の金融の金利につきましては、長期プライムレート等の市場金利動向に対応し、下記のとおり改正することになりましたのでお知らせいたします。

制度金融金利一覧表(平成13年7月2日実施)

(単位:年率%)

制 度 名		現 行 (A)	改正後 (B)	変動幅 (B)-(A)	
構造改革 支援融資金	地域産業集積特別融資	1.75	1.50	△0.25	
	経営革新等支援融資 (経営革新支援分、新分野進出支援分、事業転換・多角化支援分、海外展開支援分)	1.75	1.50	△0.25	
	情報技術活用支援 融資	経営革新分	1.55	1.30	△0.25
		一般分	1.75	1.50	△0.25
	地域商工業活性化 融資	一般分	1.95 付保 1.45	1.70 付保 1.20	△0.25 付保△0.25
		アクセス分	1.85 付保 1.35	1.60 付保 1.10	△0.25 付保△0.25
		大型店 対策分	1.75 付保 1.25	1.50 付保 1.00	△0.25 付保△0.25
		企業活性化 支援分	1.95 付保 1.45	1.70 付保 1.20	△0.25 付保△0.25
	創業者支援融資	一般分、特別分	1.85	1.60	△0.25
		中高年齢者	1.55	1.30	△0.25
ゆとり創造・ 女性雇用促進融資	ゆとり分	1.95	1.70	△0.25	
	女性分	1.85	1.60	△0.25	
経営安定 支援融資金	経営安定対策等融資	一般・特別	1.75 付保 1.25	1.50 付保 1.00	△0.25 付保△0.25
		緊急経営支援融資 (一般分、特別分、特別経営安定化支援分)	1.75 付保 1.25	1.50 付保 1.00	△0.25 付保△0.25
	地域中小企業特別支援融資	1.75 付保 1.25	1.50 付保 1.00	△0.25 付保△0.25	
	連鎖倒産防止・災害対策融資	1.85	1.60	△0.25	
	小口融資	一般	1.85	1.60	△0.25
		特別	1.85	1.60	△0.25
季節		1.65	1.65	0.00	
企業立地促進融資		1.75	1.50	△0.25	
バリアフリー施設整備促進融資		1.00	1.00	0.00	
観光施設整備資金	一般	1.95	1.70	△0.25	
	特別対策	1.75	1.50	△0.25	
民宿整備資金		1.75	1.50	△0.25	
(参考)環境保全資金	一般	1.75	1.50	△0.25	
	特利	1.75	1.50	△0.25	
産業廃棄物処理施設整備資金		1.75	1.50	△0.25	
石川県創造的中小企業支援融資		1.75	1.50	△0.25	

石川県環境保全資金融資制度及び石川県産業廃棄物処理施設整備資金制度に係る融資利率等の改正について

最近の金融状態の変化にかんがみ、標記融資制度に係る融資利率等が下記のとおり7月2日から改正されましたのでお知らせいたします。

記

《石川県環境保全資金》

1. 石川県環境保全資金融資制度要綱7の(3)の②に該当する場合（一般分）

	新	旧
末端融資利率	年 1.50%	年 1.75%
協調利率	年 1.90%	年 2.15%
預託利率	年 1.10%	年 1.35%
協調倍率	2倍	2倍

2. 石川県環境保全資金融資制度要綱7の(3)の①に該当する場合（特利分）

	新	旧
末端融資利率	年 1.50%	年 1.75%
協調利率	年 1.90%	年 2.15%
預託利率	年 1.10%	年 1.35%
協調倍率	2倍	2倍

(窓口)

石川県環境政策課企画管理係
TEL (076) 223 - 9166
FAX (076) 222 - 1117

《石川県産業廃棄物処理施設整備資金》

	新	旧
末端融資利率	年 1.50%	年 1.75%
協調利率	年 1.90%	年 2.15%
預託利率	年 0.30%	年 0.55%
協調倍率	4倍	4倍

(窓口)

石川県環境整備課企画指導係
TEL (076) 223 - 9175
FAX (076) 223 - 5374

石川県信用保証協会の県制度保証に係る貸付利率の改正について

この度、石川県制度金融の貸付利率が変更されたことに伴い、県制度保証に係る貸付利率が下記のとおり改正されましたので、お知らせします。

貸付利率改正表

(単位:年率%)

保 証 制 度 名	現行貸付利率	改正貸付利率	引き下げ幅	
地域産業集積特別融資保証	1.75	1.5	0.25	
経営革新等支援 融資保証	経営革新	1.75	1.5	0.25
	新分野進出	1.75	1.5	0.25
	事業転換多角化	1.75	1.5	0.25
	海外展開	1.75	1.5	0.25
情報技術活用 支援融資保証	経営革新	1.55	1.3	0.25
	一 般	1.75	1.5	0.25
地域商工業活性化 融資保証	一 般	1.45	1.2	0.25
	ア ク セ ス	1.35	1.1	0.25
	商 業 振 興	1.25	1.0	0.25
	企 業 活 性 化	1.45	1.2	0.25
創業者支援融資保証	一 般 ・ 特 別	1.85	1.6	0.25
	中 高 年 齢 者	1.55	1.3	0.25
経営安定対策 融資保証	一 般	1.25	1.0	0.25
	特 別	1.25	1.0	0.25
緊急経営支援融資保証	1.25	1.0	0.25	
地域中小企業特別支援融資保証	1.25	1.0	0.25	
連鎖倒産防止・災害対策融資保証	1.85	1.6	0.25	
追認小口保証	1.85	1.6	0.25	
追認特別小口保証	1.85	1.6	0.25	
季節融資保証	1.65	1.65	—	
企業立地促進融資保証	1.75	1.5	0.25	
バリアフリー施設整備促進融資保証	1.0	1.0	—	
環境保全資金 融資保証	一 般	1.75	1.5	0.25
	特 利	1.75	1.5	0.25
	産 廃 整 備	1.75	1.5	0.25
創造的中小企業支援融資保証	1.75	1.5	0.25	

第18回 石川県中小企業団体事務局協議会通常総会開催される

平成13年度の石川県中小企業団体事務局協議会通常総会が6月26日（火）金沢都ホテルにおいて、37人の出席者のもと開催されました。

総会は、来賓に石川県商工労働部経営支援課課長 土屋直三氏、商工組合中央金庫金沢支店長 小西俊治氏、石川県中小企業団体中央会専務理事 河内 宏氏を迎えて開催され、松尾登会長の挨拶のあと、議長に関戸昌郎副会長を選任し、第一号議案「平成12年度事業報告、収支決算、貸借対照表並びに剰余金処分（案）承認の件」、第二号議案「平成13年度事業計画並びに収支予算承認の件」、第三号議案「平成13年度会員の会費賦課並びに徴収方法決定の件」、第四号議案「役員選任の件」の四議案が上程され、すべて原案どおり承認可決されました。

総会終了後、金沢工業大学教授 藤島秀隆先生を迎え「利家とまつ」のテーマで講演会が開催され、その後別室にて懇親交流会が行われました。

◆平成13年度事業計画

1. 組合事務局人材養成事業

- (1) 役職員等研修事業 年2回（金沢市、他）
- (2) 先進事例視察研修事業

2. 組合運営研究事業

- (1) 地域別組合運営研究会 年3回（金沢・加賀・能登地区 各1回）
- (2) 業種別組合運営研究会 年4回（鉄工・繊維・建設・流通 各1回）

3. 異業種組合交流研修事業

年1回（金沢市、会員・他団体・政府系金融機関、県、市担当課）

4. 組合情報提供事業



松尾会長の挨拶



総会風景

中小企業団体全国大会における石川県からの要望事項について

10月25日に長野県で開催される第53回中小企業団体全国大会における要望事項につきまして、先に行われました中央会企画委員会において決議された要望事項です。この石川県としての要望事項は、この後、東海北陸ブロック中央会事務局代表者会議を経て、東海北陸ブロックの要望事項としてまとめられ、全国大会へ提出されます。

総 合

□ 景気対策

1. 未だに深刻な状況にある中小企業が、景気回復に向けて、将来を力強く切り開いていくことができるよう、今後の景気動向を注視しつつ、切れ目のない機動的な景気対策を引き続き強力に推進すること。

□ 中小企業対策・組織化対策予算

2. 新年度予算の編成にあたっては、新たな中小企業理念の下で、我が国経済の重要な担い手である中小企業が、中小企業組合を始めとする中小企業連携を通じて、創業や経営革新並びに情報型社会へ対応するため、中小企業施策の強化と中小企業対策予算の大幅な増額を講ずること。

また、地方分権法の成立及び中小企業基本法の改正に伴い、今後中小企業対策は、国と地方自治体が適切な役割分担を担っていくことになるが、円滑な中小企業対策が実施できるよう、地方自治体の財源確保に充分配慮すること。

3. 増大する中小企業の組織化ニーズに対応するため、組織化対策予算を拡充するなど、組織化政策の推進の核となっている中央会がその指導機能を十分に果たせるよう万全の措置を講ずること。

□ 下請企業対策

4. 流動化する下請分業構造の中で、情報化の推進、技術力の強化、新製品開発などを行い、経営革新や新たな事業展開に積極的に取り組む下請中小企業や組合等に対する支援策を強化・拡充するとともに、下請取引の適正化及び改善について強力に推進するとともに、親企業への指導・監督機能の強化を図ること。

□ 零細企業対策

5. 伝統産業等の零細企業における雇用確保、技術の保存・継承等職人の地位向上等に対し、

支援策の強化・拡充を図ること。

□ 官公需対策

6. 官公需の中小企業向け発注を大幅に増額するとともに、毎年閣議において決定される「国等の契約の方針」の実効を確保し、発注機関に対して官公需施策の一層の周知徹底を図ると同時に、地域性を充分配慮の上、中小企業及び官公需適格組合をはじめとする中小企業組合の積極的な活用を促進すること。

組 織

□ 連携組織対策

7. 商工組合のカルテル事業の廃止に伴い、商工組合制度が「社会的に一層積極的な対応が要請されつつある環境・リサイクル・エネルギー・安全等の問題に対して業界ごとの円滑な取り組みの推進役としての役割」などにシフトされつつある。

そこで、業界を代表し、指導的機能を有する商工組合が新たな役割を進めていくためにも、商工組合への支援施策（調査・研究・研修・事業化等）などを一層充実すること。

8. 急速に進行している産業構造の変化の中で、中小企業の自主的な経営革新への取組みと、新規創業の活発化を促進する中小企業の連携・ネットワーク化等を推進するため、中小企業連携組織対策を更に充実・強化すること。

また、中小企業団体中央会の指導体制の整備・充実、事業の円滑な実施等について特段の配慮を講ずること。

□ 青年部・女性部

9. 中小企業並びに中小企業組合の活性化を図るため、組合青年部に対する助成措置を拡充・強化するとともに、女性部育成のための施策を講ずること。

金 融

□ 金融対策

10. 民間金融機関の貸し渋り等に対する監視と是正指導を継続的に行うとともに、政府系中小企業金融機関の貸付制度について、貸付資金量を十分に確保するとともに、中小企業の振興に配慮した実効ある中小企業金融対策を恒久的に講ずること。

特に、商工組合中央金庫及び中小企業金融公庫に対しては、それぞれの特質を活かし、重要な役割を果たしていることに鑑み、今後とも民営化・統合化の対象から除外し、政府出資並びに財政投融資を大幅に増額し、資本基盤の強化を図るとともに貸付金利の引き下

げ等貸付条件の緩和を図ること。

□ 信用補完制度

11. 厳しい金融・経済情勢の中で、今後更に金融機関の再編、不良債権処理が本格化することが予想されることに鑑み、中小企業信用保証制度について、金融・経済動向を注視しつつ万全の対策を講ずること。

□ 信用組合支援

12. 協同組織金融機関としての信用組合が、地域中小企業の要請に積極的に応えられるよう、信用基盤の確立、経営体質の強化について全面的に支援するとともに、政府系中小企業金融機関の代理業務並びに国庫歳入金の収納業務の取扱について、要件を緩和、拡大する措置を講ずること。

□ ペイオフ

13. 2002年4月に延期されたペイオフが凍結解除後1年間に限り流動性預金を全額保護する方針を決定したが、ペイオフの解禁にあたって急激な預金移動等により地域金融機関の融資余力等が落ちることが懸念されるので、環境整備の状況や実効性を十分に確かめ、解禁に伴う混乱が生じないように万全を期すこと。

税 制

□ 外形標準課税

14. 原則として所得を課税標準とする現行制度から外形課税標準への切り換えは、赤字法人の税負担を強いると同時に、黒字法人についても更なる増税となるなど、中小企業にとって課税強化となる。

したがって、中小企業の活力を削ぎ、実質賃金課税となる様な中小企業の経営や雇用の実態を無視した外形標準課税の導入は、絶対に行わないこと。

□ 事業承継税制

15. 中小企業にとって後継者への事業継承の円滑化が緊急の課題であり、企業活力を維持した企業経営が継続できるよう、次の措置を講ずること。

- (1) 生前相続特例制度（贈与税の納税猶予制度）を創設すること。
- (2) 相続税・贈与税の最高税率の引き下げと税率構造を緩和すること。また、贈与税の基礎控除額を更に引き上げること。

- (3) 自社株式評価方法に収益還元方式を導入すること。

□ 情報通信税制

16. 中小企業の情報化及び経営革新を進めていくためには、今後とも情報通信機器の導入は不可欠であるため、関連租税特例措置の延長等施策の拡充並びに新制度の導入等を図ること。

□ 税制その他

17. 中小企業が大規模な構造変化に適切に対応し、我が国経済の重要な担い手としての役割を果たしていくことができるよう、税制改革にあたっては、次の措置を講じること。
- (1) 中小企業の事業活動を活性化させるため、法人住民税の法人税割の標準税率を引き下げるとともに、協同組合等の赤字法人均等割課税の軽減を図ること。
- (2) 我が国経済の活力の源泉である中小企業が自立的経営の基盤強化を図るため、経営の革新や創業・新事業進出を積極的に展開する上での優遇税制の更なる見直しを図ること。
- (3) 指定都市等で、課税されている事業所税は、課税対象からみて固定資産税と二重課税の性格が強かつ、課税主体が地域的にみて偏在している。公平な税負担という視点からみても疑問があり、速やかに廃止すること。
- (4) 中小法人の軽減税率の適用所得の引上げ、中小企業組合税率の引下げを行うこと。
- (5) 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度など、中小企業関係租税特別措置等の延長措置を継続するとともに、中小企業投資促進税制については大幅な拡充を図ること。

近代化・高度化

□ 高度化資金融資制度

18. 中小企業高度化事業について、次の措置を講ずること。
- (1) 貸付利率の引下げ、無利子制度の拡充、貸付手続きの簡素化、迅速化を図るなど、融資条件の改善を図ること。
- (2) 既往借入に係る最終返済期限の延長、金利低減の適用など、弾力的な運用を図ること。
- (3) 都道府県負担分を起債対象事業として認めるよう改善措置を図ること。

商業・流通

□ 取引慣行の適正化

19. 公正取引委員会は公正な競争・取引を阻害する不当廉売や過大広告を厳しく監視すると

ともに、中小企業の経営を圧迫する要因となっている不公平な取引慣行について、実態を把握し、厳重かつ積極的な監視を行うなど適切な措置を講ずること。

□ 中小小売商業への支援

20. 魅力ある商店街・商業集積づくり推進のための支援策を一層強化するとともに、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法、中心市街地活性化法の「街づくり3法」を活用して、空洞化する中心市街地の商業機能の活性化、良好な都市環境の確保を図るための抜本的かつ総合的な中小小売商業振興、活性化対策を講ずること。

また、TMO計画の策定から実施に対し、地域特性を踏まえた強力な支援措置を講ずるとともに、市町村における「まちづくり条例」の制定を促進すること。

労働

□ 雇用対策

21. 中小企業が多様な就業ニーズに対応し、雇用創出の役割を発揮できるよう、パートタイム労働者に対する所得税等の非課税限度額を上げること。

また、高齢者に対する在職老齢年金の減額措置を上げること。

□ 労働時間短縮

22. 週所定40時間労働制の定着を推進する上から、中小企業の実態を十分に把握し、労働時間の短縮が自主的に行えるよう環境整備を図ると共に、法の趣旨をふまえ取引慣行の是正等普及啓蒙活動を行い、現行の特例措置については、特例対象業種の特性を踏まえ、現行の水準を維持・存続すること。

情報化

□ インターネットビジネス

23. インターネットビジネスが急速に進展する中で、中小企業がIT革命や電子商取引への確に対応できるように支援対策等の一層の充実・強化を図るとともに、税制・金融上等における優遇措置を講ずること。

24. 中小卸売業者が流通構造の急激な変化に的確に対応するため、リテールサポート、商品開発、電子商取引を活用した新業態開発等を実現していくための支援措置を拡充・強化すること。

環境

□ 環境対策に関する支援策

25. 地球環境保護や安全対策に係る社会的規制が急速に強化される中で、中小企業が環境・安全問題に円滑かつ的確に対応できるよう、次の措置を講じること。
- (1) 事業協同組合等が共同で運営する産業廃棄物処理施設、リサイクル施設等の技術開発に対し、従来の創造技術研究開発費補助金制度、省エネ・リサイクル支援法等支援施策の充実整備を図ること。
 - (2) 一般公害防止用設備、再商品化設備、特定再生資源利用製品製造設備、再生資源利用製品設備、廃棄物再生利用設備を取得のための固定資産税を軽減すること。
 - (3) 各業界組合が取り組む廃棄物の資源化事業等に対する補助金制度を創設すること。
 - (4) 地方公共団体等による産業廃棄物の最終処分場の確保・設置を強力に支援すること。
 - (5) 環境保全型の製品開発等に積極的に取り組む中小企業に対し、技術開発支援や設備投資資金等の助成など支援策を強化すること。
 - (6) 中小企業が、環境・安全問題への対応を円滑かつ的確に実施できるよう一層の予算・金融・税制措置を講ずること。
 - (7) 既存製品との調和を図りつつ、リサイクル製品の需要拡大を促進すること。
26. 公正取引委員会においては、リサイクル等に対する共同の取り組みについて、独占禁止法上の指針を作成中であるが、リサイクル問題だけでなく、環境問題及び安全への対応等社会的要請に対して事業者に取り組みを求めている問題に対しては、事業者個々よりも共同で行うことが必要かつ効果的であるため、その取り組みについては、独占禁止法の適用除外とすること。

その他

27. 中小企業のセーフティネットとしての中小企業倒産防止共済制度の重要性に鑑み、制度の拡充及び共済貸付手続きの簡素化等迅速な運用を図ること。
28. 中小企業連携組織対策事業、中小企業経営資源強化対策事業における補助事業実施の際の受益者負担率（現行 1/3）については、中小企業組合では重い負担となり、事業意欲はあるものの資金面での制約上実施に至らないケースも見られるため、受益者負担率の低減を要望する。

平成14年度中央会補助事業等の募集について

中央会では、組合等の直面している諸問題に関する調査、新技術・新市場等の開発促進、労働環境の改善、情報化の促進をはじめとして、組合等の皆様に役立つ様々な補助事業を実施しております。つきましては、平成14年度における中央会補助事業等の募集を行いますので、事業実施をお考えの組合は、9月10日までに、本会（076-267-7711）事業担当課にご連絡下さい。なお、募集内容は次のとおりです。

I 組織化と組合運営を支援する事業

1 《組織化集中指導事業》

(1) 特定分野組織化推進事業

担当課 組織振興二課

中小商業、サービス業が大企業の進出、顧客ニーズの高度化・多様化等の経済的・社会的変化に対応し、健全な発展を遂げるよう組織化を推進するほか、組合の運営指導を集中的に実施する事業

(2) 融合化組合等集中指導事業

担当課 組織振興一課

融合化組合等の事業の円滑な推進を図るため、総合的な指導を実施する事業

(3) 地域産業おこし組合等集中指導事業

担当課 組織振興一課

地域産品の開発、特産品の市場開拓、地域資源を活用した観光開発等地域産業おこしを担う組合・グループに対し、地域経済の活性化と自立的発展を図るため集中的に指導を行う事業

(4) エネルギー環境対応集中指導事業

担当課 情報企画課

地球温暖化問題、廃棄物問題等のエネルギー環境問題への対応を図る組合・グループに対して専門家を交えながら集中的に指導を行う

2 《組合特定問題研究会》

(1) 懇談会

担当課 組織振興二課

地域別又は業種別組合を対象に組合運営問題、近代化、サービス業、組織化、商店街、下請問題、商工組合、地域活性化及び伝統産業等に関する懇談会を開催し、組合等が抱える問題点を研究する

(2) 研修会

担当課 組織振興一課

中小企業者、組合役職員を対象に労働問題、業種別活性化、組織活性化、組合事務等合理化、組合人材養成、労働問題、品質・技術力向上及び組織変更等をテーマにして、専門家講師による研修会を開催する

II 人材養成を支援する事業

1 《組合青年部研究会事業》

担当課 組織振興一課

青年経営者等の資質の向上を図るとともに、組合等の組織活動に青年経営者等の活力と創意工夫を引き出すための研究を行う事業

2 《組合自主研修事業》

担当課 ビジョン推進室長

組合員の資質向上を図るとともに、組合等の活力と創意工夫を引き出すため、独自で研修を行うことが極めて困難な状況にある組合が組合員等を対象として行う研修事業に対して助成する事業

III 調査やビジョンづくりを支援する事業

1 《活路開拓調査・実現化事業》

担当課 組織振興一課

経済的・社会的環境の変化に対応するため、中小企業者が組合等を中心に共同して行う新た

な活路の開拓を図るための調査研究及び指導等の事業を促進し、その成果の実現化を図ることにより、中小企業者の事業の新たな発展と組合の組織を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的にした事業（業界又は地域を代表する組合等であり専従職員がいる等、管理・運営体制が整備されていること）

- 2 《活路開拓調査・実現化事業》（リフレッシュ枠） 担当課 組織振興一課
上記1の事業を組合青年部が主体となって行うものを対象とする（青年部が組合定款又は規約等で位置付けられていること）
- 3 《組合マーケティング強化対策事業》 担当課 組織振興二課
需要の多様化に迅速かつ適切に対応した事業活動が行えるよう組合が消費者・ユーザーの需要動向を把握するために行うマーケティング事業
- 4 《中小企業イメージ改善促進対策事業》 担当課 組織振興二課
中小企業における労働条件のイメージを改善促進するため、調査研究・指導、具体化試験、公開等組合を中心として行う事業（管理・運営体制が整備されていること）

IV 情報化の推進を支援する事業

- 1 《組合情報化現地指導事業》 担当課 情報企画課
ネットワークを構築しようとする組合に対し、ネットワーク化の具体的な方法、システムの概要設計、ビジネスプロトコル、データベースの整備等について専門家を派遣し、アドバイス等指導を行う
- 2 《組合情報化促進企画調査事業》 担当課 情報企画課
組合を基盤として情報ネットワークを導入しようとするにあたり、組合情報ネットワーク化のための企画・調査・フィージビリティスタディを行う事業（小売業は除く 又、専従職員が2名以上いること）
- 3 《組合情報ネットワーク化事業》 担当課 情報企画課
組合情報ネットワークに関する企画調査事業を終了しており、実際にネットワーク化に取り組むことを決定している組合を対象に、当該ネットワークシステム設計に必要な費用について助成する（専従職員が2名以上いること）
- 4 《地域商業ネットワーク受注システム企画促進事業》 担当課 組織振興二課
地域の事業者が、組合を基盤として組合員、消費者、公共機関等とのITを活用した受注・納品ネットワークを構築する場合、基礎調査を踏まえその手法・手順について研究し、実験的にそのシステムを稼働させ改善・改良を加え現実のものとする事業（専従職員が2名以上いること）
- 5 《中小企業情報創造発信強化支援事業》 担当課 情報企画課
組合が計画するホームページの作成について、その作成費用の一部を補助する

V ものづくりに対して支援する事業

- 1 《多角的連携組織指導事業》 担当課 情報企画課
新商品開発等を行う中小企業グループに対し、専門家を派遣、組織の潜在的ニーズの掘り起こし及び開発成功事例の普及啓発を行う事業
- 2 《多角的連携組織開発支援事業》 担当課 情報企画課
新商品の開発を目的として、中小企業が交流・連携を経て任意グループを形成する場合、さらに共同で研究開発に着手する前に、初期段階の開発指針の策定や実効性の調査、スキームの設計等に対し、支援を行う事業（専従職員に準ずる者がいるなど、管理・運営体制が整備されていること）

今後の中央会関係行事

8月	22日	個別専門相談室開設：税務・経営相談（10：00～12：00） 法律相談（13：00～15：00）
	未定	中小企業活力強化集会
9月	6日	中央会ゴルフ大会：能登カントリークラブ（8：00～）
	19日	中央会海外研修（～22日）：上海、昆山、呉江、蘇州 個別専門相談室開設：税務・経営相談（10：00～12：00） 法律相談（13：00～15：00）
10月	25日 下旬	第53回中小企業団体全国大会（24～25日）：長野県 東海・北陸ブロック中央会会長会議（愛知県）
11月	下旬	第3回企画委員会
	下旬	8市助役との懇談会
12月	上旬	3公庫との金融懇談会
	中旬	平成13年度中央会予算要望（知事・関係部局）
	28日	仕事納め
1月	4日	仕事始め
	下旬	平成13年度中央会補助事業ヒアリング
2月	上旬	総務・経済・組織各委員会
3月	中旬	第4回企画委員会
	中旬	合同委員会

情報化推進研修事業（9：30～16：30）

8月 6日・22日	ワープロ基礎講座
9月 5日	
10月 2日・16日・22日	
8月 29日	ワープロ応用講座
9月 12日・17日	
10月 9日・18日・24日	
8月 7日・23日	表計算基礎講座
9月 6日・14日	
10月 3日・17日・23日	
8月 30日	表計算応用講座
9月 13日・18日・21日	
10月 10日・19日・26日	
8月 24日	ホームページ作成講座
9月 7日	
10月 4日	